

# 「新型コロナウイルス感染症対策・旅行商品造成支援事業」 公 募 要 領

## 1. 趣 旨

新型コロナウイルス感染症の影響により、大きなダメージを受けた名古屋の観光産業を回復させるため、地域の観光資源を活用し、異業種での連携を通じた付加価値の高い、新たな観光コンテンツや旅行商品の開発・造成、販売に取り組む事業を公募します。

当事業への応募を希望する方は、本公募要領に基づき、(公財)名古屋観光コンベンションビューロー（以下、「ビューロー」とする。）まで、ご応募下さい。

## 2. スケジュール

事業の実施期間は、選定後より令和5年2月28日（火）までとします。

《参考》事業の流れ

令和4年4月28日（木） 公募開始

↓

令和4年6月10日（金） 公募締切

→アーバンヘルスのみ延長 6月22日(水)

↓

令和4年7月上旬頃 事業の選定・通知

※採択通知は前後する可能性が有るため、事業開始に  
余裕を持ったスケジュールとすること。

↓

事業開始

↓

令和5年3月10日（金）最終報告締切

※事業終了の日から1月が経過した日又は  
3月10日（金）のいずれか早い日までに、最終  
報告等を提出すること。

### 3. 事業内容

選定された事業では、以下の取組を実施することとします。

#### (1) 新たな観光コンテンツの開発・販売、旅行商品の造成・販売

民間企業・団体の異業種連携による「新しい生活様式」に合致した新たな観光コンテンツ、旅行商品など、当地域の観光関連消費の増大につながる付加価値の高い観光商品の造成を支援します。

なお、選定した事業は、早期に事業収支の黒字化を目指し、翌年以降も継続して実施するもので、旅行会社や OTA 等において、販売する商品を対象とします。

※2者以上の異業種の民間企業・団体等が連携して実施体制を構築します。

※既存の取組も対象とするが、既存の取組を活用しながら、異業種連携をさらに拡充し、効果がより広く波及する取組とします。

※開発・造成する事業は、一般に広く開かれたものとします。

※ターゲットの属性（年代、収入、嗜好、旅行形態、リピーター等）を明確に設定し、提案してください。

#### (2) 情報発信プロモーション

(1)の事業を行い、名古屋市内への滞在促進・観光関連消費を拡大するため、メディアなどを活用し、PRプロモーションを実施します。

#### (3) 事業効果の検証

事業効果を検証するため、アンケート等の手法によって参加者の満足度等を調査します（他の事業で本事業の効果検証に活用可能な調査を実施する場合は、そのデータも併せて提出すること）。

#### (4) 報告

事業の実施報告書、事業収支決算書、指定する経理に関する帳票書類（請求書、支払明細書、領収書等）を事業終了の日から1月が経過した日又は令和5年3月10日のいずれか早い日までに提出してください。

なお、ビューローは、報告書における内容の一部又は全部をホームページ等で公表できるものとします。また、事業実施期間中も、ビューローの求めに応じ、取組に関する報告等を行うこと。事業終了後5年間も、ビューローが本事業による成果等について調査を行う際には協力してください。

#### 4. 公募要件

##### 【実施主体及び実施体制】

- (1) 提案者は、ビューローと契約を締結する実施主体と、連携して事業をする連携団体により、構成されるものとします。
- (2) ビューローと契約を締結する実施主体としての提案は、1者につき、1件までとします。ただし、連携先の団体となるのは複数でも構いません。
- (3) 提案者は、名古屋市内において本店・支店、事業所等を有する民間企業、商店街、NPO、任意団体（観光振興に取り組む団体、協議会を含む）が、2者以上で連携してください。
- (4) 実施主体がビューローと委託業務契約を結び、事業を実施します。

なお、実施主体または連携団体が任意団体の場合、次の要件を全て満たしてください。

- ① 定款に準ずる規約を有していること。
- ② 団体の意思を決定し、要望に係る活動を執行する組織が確立していること。
- ③ 自ら経理し、監査することができる組織を有していること。
- ④ 活動の本拠地として、名古屋市内の事務所を有すること。
- ⑤ 構成団体の代表者又は、構成メンバーの活動実績により、支援対象事業を確実に実施できると判断できること。

##### 【内 容】

- (1) 商店街、観光施設、飲食店、宿泊施設、交通事業者、旅行会社等、2者以上の民間企業が連携した新たな消費拡大に繋がるイベントや観光コンテンツの開発・販売又は、名古屋への誘客に繋がる商品の造成事業とします。内容に関しては、ターゲットに合った事業のテーマ（歴史観光、アミューズメント、なごやめし、※アーバンヘルスツーリズムなど）を定め、事業を実施してください。

なお、「6. 選定（1）選定件数」のうち「アーバンヘルスツーリズム（仮称）」に関する事業を必ず1件、選定する予定です。

##### ※（「アーバンヘルスツーリズム（仮称）」の定義）

食（名古屋独自の食、発酵食品、漢方食等）、リラクゼーション（サウナ、エステ、ヘッドスパ等）、アクティビティ（ランニング、スイミング、ヨガ等）、宿泊（ジム、温泉、寝具等）など、健康や美容に関するコンテンツを活用した取組

- (2) 旅行商品造成に関する取組に関しては、全行程の半分以上を名古屋で滞在し、1泊以上、名古屋市内に宿泊することとしてください。
- (3) 事業実施の際は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、愛知県の感染拡大予防ガイドライン、その他業界のガイドライン等を遵守してください。

また必要に応じて、事業に則したマニュアルの作成してください。

## 5. 支援対象経費

### (1) 支援対象となる経費

- ・コンテンツ・商品の企画開発
- ・イベントの実施
- ・共通クーポン等の企画開発
- ・ガイドの育成
- ・参加者を募集するための広告宣伝
- ・情報発信のための素材やツールの作成
- ・事業の効果検証に必要なアンケート実施
- ・新型コロナウイルス感染症対策

※情報発信のための素材やツールの作成は、支援対象経費の総額の2割程度を上限とします。

※実施主体あての帳票書類（請求書・支払明細書・領収書等）によって、金額等が確認できる経費を対象とします。

### (2) 支援対象とならない経費

- ・本事業に直接関係のない経費
- ・選定される前に発生した経費
- ・実施主体の経常的な経費（事務所経費、職員給与等）
- ・実施主体の財産となりうるものの経費（施設整備費、備品購入費等）
- ・クーポン等の割引原資のための経費
- ・会食費、弁当代等の飲食費
- ・個人給付にあたる経費（景品代、プレゼント代）
- ・マーケティング調査に係る経費
- ・メディアを活用した広告・インフルエンサー等の招請その他プロモーションに係る経費
- ・他団体より別途補助金等を受けている経費
- ・補償金、賠償金、保険料、利子等

### (3) 支援対象額

支援額の上限は1件あたり1,500千円（税込み）（総支援額の2/3まで）です。

※算出額に千円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てます。

#### (4) 支援対象額の精算

事業終了の日から1月が経過した日又は令和5年3月10日のいずれか早い日までに、ビューローに対して当該事業の最終報告書及び事業収支決算書、指定する経理に関する帳票書類（請求書、支払明細書、領収書等）等を提出してください。ビューローによる金額の決定を受けた後、ビューローから実施主体に支援額を支出するものとします。支出額及び内容については厳格に審査することとし、支出が適当でないと判断される場合には支払いの対象外となる可能性がある点に留意してください。

### 6. 選定

#### (1) 選定件数

予算額（7,500千円）の範囲内で決定します。

※「6. 選定（1）選定件数」のうち「アーバンヘルスツーリズム（仮称）」に関する事業を必ず1件、選定する予定です。

※提案書（様式1）に、アーバンヘルスツーリズムで応募するのか、それ以外で応募するのか、該当分類に○を付けてください。

#### (2) 選定方法

有識者からなる委員会を開催し、選定を行います。

#### (3) 選定基準

本事業の要件に沿った提案であることを前提とした上で、提案書における下記の記載内容を踏まえて選定します。

評価項目	評価ポイント	評価点
① 実施体制	実施主体と連携団体との役割が明確で、十分実施できる体制か	10
② ストーリー性	名古屋ならではの強みや魅力を活かした提案になっているか	15
③ 新規性	既存の事業との差別化を図る工夫がされているか	15
④ 実現性	事業が実現できる内容になっているか	10
⑤ 広告・販売方法の有効性	販売体制と販売目標を提案しているか。販売のための情報発信、広報等について工夫する点が記載されているか。	20
⑥ 効果及び継続性	消費拡大につながる提案であるか。次年度以降、継続して利益が見込まれる工夫があるか。	20
⑦ 収支予算の妥当性	収入計画は妥当か	10
計		100

(4) 選定結果の通知及び公表

選定結果は、選定された提案者に対してメールで通知するとともに、ビューローのホームページ上でも公表します。

7. 提 出

(1) 募集期間

令和4年4月28日(木)～令和4年6月10日(金)17時までに持参または郵送してください。また、郵送の場合は6月10日(金)必着でお願いします。

**※アーバンヘルスに関する事業は、6月22日(水)までに持参または郵送(必着)してください。(6月13日追加)**

(2) 提出書類

下記①～④の書類は全て提出してください。⑤は必要に応じて提出してください。様式は、ビューローホームページからファイルをダウンロードしてください。提出部数は6部でお願いします。

<ホームページアドレス><https://www.nagoya-info.jp/ncvb/>

※「お知らせ」にて掲載します

① 提案書(様式1)

※アーバンヘルスツーリズムで応募するのか、それ以外で応募するのかを必ずご記入してください。(該当分類に○を付けてください。)

② 収支計画書(様式2)

③ 業務実施スケジュール(様式3)

④ 事業概要(様式4) 様式に基づき、1枚で提出ください。(2枚以上は不可。)

⑤ 参考資料(様式自由) 事業の内容等(上記①～④を補足するもの)が分かる資料を添付してください。

なお、収支計画書の費用積算の根拠となる見積等は提案書提出時点では不要です。

**※ 提出書類①～③はエクセルシート、④はパワーポイントでの提出をお願いします。(PDF等は不可。)なお、①～④については、データをメールでもお送りください。その際、件名は「新型コロナウイルス感染症対策・旅行商品造成支援事業(実施主体名も記入してください。)」としてください。**

(3) 提出先

以下の提出先に、6部提出

名古屋市中区栄2丁目10-19 名古屋商工会議所ビル11階

(公財)名古屋観光コンベンションビューロー

観光誘客グループ・旅行商品造成支援事業 担当者宛

TEL:052-202-1143

Mail:kokunai@ncvb.or.jp

(4) その他

- ①提出書類に虚偽の記載を行った場合は、応募を無効とします。
- ②提出書類の作成に係る費用は提案者の負担とします。
- ③提出書類については、提案者に無断で二次的な使用は行いません。
- ④提出書類は行政文書に当たるため、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成 11 年 法律第 42 号)に基づき、開示請求があった場合は、開示対象となる場合があります。)
- ⑥取組の内容が法令に違反することが判明した場合、又は、申請提案の内容に虚偽があった場合には、直ちに選定を取り消し、支援額の全額返還を求める場合があります。
- ⑦事業終了後、事業報告会を実施しますので、ご協力の程、よろしくお願いします。

8. 質問と回答

本公募要領に関する質問は、メールで受付を行います。

- ・質問票 別紙(様式5)
- ・質問受付期間 令和4年4月28日(木)～令和4年5月27日(金)午後1時まで
- ・宛先 <メール>[kokunai@ncvb.or.jp](mailto:kokunai@ncvb.or.jp)
- ・件名 「新型コロナウイルス感染症対策・旅行商品造成支援事業」に関する質問
- ・回答 名古屋市観光公式サイト(名古屋コンシェルジュ財団ページ)内にて随時、6月3日(金)まで公表します。  
<ホームページアドレス><https://www.nagoya-info.jp/ncvb/>